

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和08年01月26日

計画の名称	福岡都心部地区（第5期）都市再生整備計画												
計画の期間	令和05年度～令和09年度（5年間）								重点配分対象の該当	○			
交付対象	福岡市												
計画の目標	大目標：九州・アジアの交流都市にふさわしい都心部の機能強化と魅力づくり 目標1：都心部の核となる拠点の形成・機能強化 目標2：都心部の回遊性の強化 目標3：官民が連携したまちづくりの推進												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	4,153	A	4,153	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 R3～R4当初	中間目標値	最終目標値 R9末
1	都心部の主要駅における乗降客数を19,829万人/年（R4）から21,156万人/年（R9）に増加させる。 都心部の主要駅における乗降客数	19829万人/年	万人/年	21156万人/年
2	都心部における民営事業所の従業者数を396.3千人（R3）から426.8千人（R8）に増加させる。 都心部における民営事業所の従業者数	396千人	千人	426千人
3	都心部主要地点における歩行者交通量を83.9千人/日（R3）から105.0千人/日（R8）に増加させる。 都心部の主要地点における歩行者交通量	83千人/日	千人/日	105千人/日
4	身近な緑への満足度を30.8%（R4）から55.0%（R9）に増加させる。 身近な地域において緑が豊かになっていると感じる市民の割合	30%	%	55%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												R05	R06	R07	R08	R09				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
都市再生整備計画事業	A10-001	都市再生	一般	福岡市	直接	福岡市	-	-	福岡都心部地区(第5期) 都市再生整備計画事業	988ha	福岡市						2,506	3.893	-	
	A10-002	都市再生	一般	福岡市	直接	福岡市	-	-	福岡都心部地区(第5期) まちなかウォークアブル推進事業	12.3ha	福岡市						1,647	3.665	-	
												小計						4,153		
												合計						4,153		

交付金の執行状況

(単位:百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9
配分額 (a)	117	489	353		
計画別流用 増△減額 (b)	0	0	0		
交付額 (c=a+b)	117	489	353		
前年度からの繰越額 (d)	1,145	31	308		
支払済額 (e)	1,231	211	448		
翌年度繰越額 (f)	31	308	213		
うち未契約繰越額 (g)	25	237	156		
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0		
未契約繰越+不用率 (h = (g+h)/(c+d))	1.97%	45.75%	23.60%		
未契約繰越+不用率が10%を超えている 場合その理由		関係者協議に 不測の日数を 要したため	関係者協議 に不測の日 数を 要したため		

都市再生整備計画(第4回変更)

ふくおかとしんぶ だい き
福岡都心部地区(第5期)

ふくおか ふくおかし
福岡県 福岡市

令和8年1月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input checked="" type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input checked="" type="checkbox"/>

目標及び計画期間

都道府県名	福岡県	市町村名	福岡市	地区名	福岡都心部地区(第5期)	面積	988 ha
計画期間	令和 5 年度 ~ 令和 9 年度	交付期間	令和 5 年度 ~ 令和 9 年度				

<p>目標</p> <p>大目標：九州・アジアの交流都市にふさわしい都心部の機能強化と魅力づくり</p> <p>目標1：都心部の核となる拠点の形成・機能強化</p> <p>目標2：都心部の回遊性の強化</p> <p>目標3：官民が連携したまちづくりの推進</p>
<p>目標設定の根拠</p> <p>まちづくりの経緯及び現況</p> <p>福岡市では、「第9次福岡市基本計画」において、「都市の活力を牽引する都心部の機能強化」を主要な施策の一つに掲げ、建築物の建替えと道路や公園などの公共基盤の整備・更新の機会を捉え、官民共働で高質なビジネス環境や広域から人を集める魅力づくりを推進し、都心部の国際競争力を高め、商業、文化、国際ビジネスなどの集積を促進することとしている。</p> <p>特に、都心部の核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロントの3地区について、それぞれの都市機能を高めるとともに、回遊性の向上を図り、地区間相互の連携を高め、陸・海・空の広域交通拠点との近接性を生かしながら、3地区を一体として都心の機能強化に取り組んでいる。</p> <p>○更新期を迎えた民間建築物が多く残る天神・渡辺通、博多駅周辺地区においては、航空法高さ制限のエリア単位での特例承認や市独自の容積率緩和などの規制緩和制度の活用により、耐震性が高く感染症にも対応した先進的なビルへの建替えを誘導するとともに、民間活力を最大限に引き出す都市基盤整備や交通結節機能強化など、官民連携した取組みを進めている。</p> <p>○ウォーターフロント地区においては、ふ頭基部において、感染症対応シティや環境負荷低減などの視点を加え、「オール・イン・ワン」のMICE拠点の形成や、海辺を活かした賑わい、憩い空間の創出など、市民や来街者が楽しめる魅力あるまちづくりに取り組んでいる。</p> <p>○都心部の核となるこの3地区については、H24年1月、都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」として指定を受け、駅周辺施設の整備など、国際競争力強化に向けた取組みを進めている。</p> <p>○また、民間事業者の建物更新の機運の高まりや九州新幹線開業を契機として、民間のまちづくり活動(エリアマネジメント)が活発化。協議会を設立し地域特性や都心部の課題解決に対する取組みなど、精力的にまちづくり活動を実施している。(We love天神協議会(H18)、博多まちづくり推進協議会(H20)、天神明治通り街づくり協議会(H20))</p> <p>さらに、福岡都市圏の成長戦略の策定から推進までを一貫して行う産学官民の協議会が設立された。(福岡地域戦略推進協議会(H23.4))</p> <p>○都心部の回遊性強化に向け、3地区を循環する連結バス「都心部循環BRT」の運行(H28.8～)や地下鉄七隈線の延伸及び中間駅である櫛田神社駅が新設された(R5.3～)。</p> <p>○天神と博多の間を流れる那珂川は、都心に残る貴重な水辺空間であり、川面に映るネオンなどの夜景は福岡を代表する風景の一つとなっている。このエリアにおいて、川沿いの魅力を更に高め、都心部の回遊性の向上を図るため、川に向かって開かれた水辺を活かしたまちづくり「リバーフロントNEXT」を推進している。</p> <p>○その他、自転車通行空間ネットワーク整備計画を策定(H26.3)し、歩行者・自転車・自動車の3者が共存する道路空間の整備が推進されている。</p>
<p>課題</p> <p>○天神・渡辺通地区や博多駅周辺地区において、民間建築物の更新が活発に進んでおり、福岡都心部の更なる機能強化と魅力向上に向け、引き続きバリアフリー対応の歩行者ネットワークや賑わい、憩い空間の整備などが求められている。</p> <p>○3地区を結ぶ良質な歩行者空間や回遊拠点整備など、都心部の更なる回遊性向上が求められている。</p> <p>○厳しい財政状況のもと、都心部の魅力向上に向け、エリアマネジメント団体との共働や官民連携による都市基盤の整備など、民間のノウハウや民間活力の更なる活用が不可欠である。</p>
<p>将来ビジョン(中長期)</p> <p>○第9次福岡市基本計画における分野別目標(目指す姿)</p> <p>都心部を中心とした高度な都市機能と、国際交流のゲートウェイにふさわしい充実した港湾・空港機能などにより、高い国際競争力を有し、アジアのモデル都市となっている。</p> <p>○福岡市都市計画マスタープランにおける都心部の目指すべき都市構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心部の中核部である天神・渡辺通、博多駅周辺地区の機能強化 ・海に開かれたアジアへの玄関口となるウォーターフロント地区の機能強化 ・都市主軸を骨格とし、各地区が一体となった都心部の機能強化 ・核や拠点を結ぶ都心部回遊軸の強化

まちなかウォーカブル推進事業の計画

滞在快適性等向上区域の考え方

天神地区の主軸である渡辺通を補完する道路として整備される天神通線の範囲を区域指定し、交通混雑緩和を図るとともに、都心部における公共交通を主軸とした交通体系の実現、回遊性・賑わいのある沿道まちづくりの促進を図る。【面積1.3ha】
 天神と博多の間を流れる那珂川沿いの公園や遊歩道を含むエリアを一体的に区域指定し、川に向かって開かれた水辺を活かしたのまちづくり「リバーフロントNEXT」として、都心部における魅力ある水辺空間の創出と回遊性の向上を図る。【面積33.8ha】
 また、博多駅とウォーターフロント地区の回遊性強化を図るため、2地区の回遊軸となる市道博多停車場線(大博通り)を滞在快適性等向上区域とし、歩いて楽しい、ウォーカブルな歩行空間の創出に取り組んでいく。【面積9.5ha】

滞在快適性等向上区域での取組

- 天神通線北側工区に隣接する民間ビルの建替え事業と連携し、一体的に整備することで、ゆとりある歩行空間の創出を図る。
- より魅力的な水辺の憩い空間の創出に向け、P-PFIを活用した清流公園のほか、那珂川沿いの回遊性向上を図るため、ライトアップや案内サインの整備等を行う。
- 博多停車場線(大博通り)の歩道部分の高質化により、市民や来街者が楽しく歩くことができる歩行者ネットワーク整備を進める。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
都心部主要駅乗降客数	万人/年	都心部の主要駅(天神・博多)における乗降客数	都市拠点の整備及び、都市の魅力向上による来街者の増加を、主要駅における乗降客数の変化により把握する。	19,829	R4	21,156	R9
都心部の従業者数	千人	都心部における民営事業所の従業者数	基盤整備による民間建築物の機能更新や新たな開発の増加を、都心部における民営事業所の従業者数の変化により把握する。	396.3	R3	426.8	R8
都心部の1日あたりの歩行者交通量	千人/日	都心部の主要地点における歩行者交通量	都市の回遊性強化及び魅力の向上による歩行者の増加を、主要地点における歩行者交通量の変化により把握する。	83.9	R3	105.0	R8
身近な緑への満足度	%	身近な地域において緑が豊かになっていると感じる市民の割合	市街地の公園や街路樹、河川沿いの整備等の憩い空間の創出による魅力向上について、市民の意識調査により把握する。	30.8	R4	55.0	R9

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【都心部の核となる拠点の形成・機能強化】</p> <p>・更新期を迎えた民間ビルが多く残る都心部において、規制緩和等により、耐震性が高く、環境面や、感染症にも対応した先進的なビルへの建替えを誘導し、福岡市の成長エンジンである都心部の機能強化と都市の安全性や供給力の向上を図るため、民間ビルの更新時期をとらえた公共基盤整備や、地区の特性を活かした、魅力ある賑わい・憩い空間の創出等に取り組んでいく。</p>	<p>【基幹事業】</p> <p>(道路) 天神通線 (公園) 清流公園、須崎公園、藤田公園、長浜公園 (高質空間形成施設) 博多停車場線(大博通り)、天神2号線外(福博であい通り外)</p> <p>【関連事業】</p> <p>WF地区 ホール・公共交通専用動線・歩行者デッキ整備 天神地下街防災推進事業 須崎公園</p>
<p>【都心部の回遊性の強化】</p> <p>・都心部の核となる天神・渡辺通地区、博多駅周辺地区、ウォーターフロント地区の3つの地区を結ぶ回遊軸において、地区ごとの特性に応じ、水辺や歴史などの既存資源を活かしながら、市民や来訪者が安心して楽しく回遊できるよう、花やみどり、憩いと賑わいがつながる、快適で質の高い歩行者空間の創出に取り組んでいく。</p>	<p>【基幹事業】</p> <p>(道路) 天神通線 (公園) 清流公園 (地域生活基盤施設) 情報板 (高質空間形成施設) 博多停車場線(大博通り)、中洲332号線外(中洲中央通り)、博多川、後野福岡線(須崎公園通り)、博多旧市街エリア、中洲356号線外6路線(であい橋通り外)、天神2号線外(福博であい通り外)、那珂川沿いの魅力向上</p> <p>【提案事業】</p> <p>(地域創造支援事業) 官民共働による都心の魅力向上(天神・博多)、民間建築物等修景助成事業</p> <p>【協定制度等】 公園における自転車駐車場(サイクルポート)の設置 【関連事業】 WF地区 公共交通専用動線・歩行者デッキ</p>
<p>【官民が連携したまちづくりの推進】</p> <p>・官民連携した歩行者ネットワークの整備や、PFIにより民間のノウハウを活用した公園整備、地域まちづくり団体等との共働による賑わい・魅力づくりを進め、都心部の魅力向上を図る。</p>	<p>【基幹事業】</p> <p>(道路) 天神通線 (公園) 清流公園、須崎公園</p> <p>【提案事業】</p> <p>(地域創造支援事業) 官民共働による都心の魅力向上(天神・博多)、民間建築物等修景助成事業</p> <p>【協定制度等】 公園における自転車駐車場(サイクルポート)の設置 【関連事業】 天神地下街防災推進事業</p>
<p>【まちなかウォークパブルの推進】</p> <p>・快適な歩行空間の確保や広場等の整備などにより、滞在の快適性及び魅力の向上を促進し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を図る。</p>	<p>【基幹事業】</p> <p>(道路) 天神通線 (公園) 清流公園 (高質空間形成施設) 博多停車場線(大博通り)、那珂川沿いの魅力向上</p>
<p>その他</p>	

制度別詳細3(都市公園の占用に関する事項) 法第46条第12項

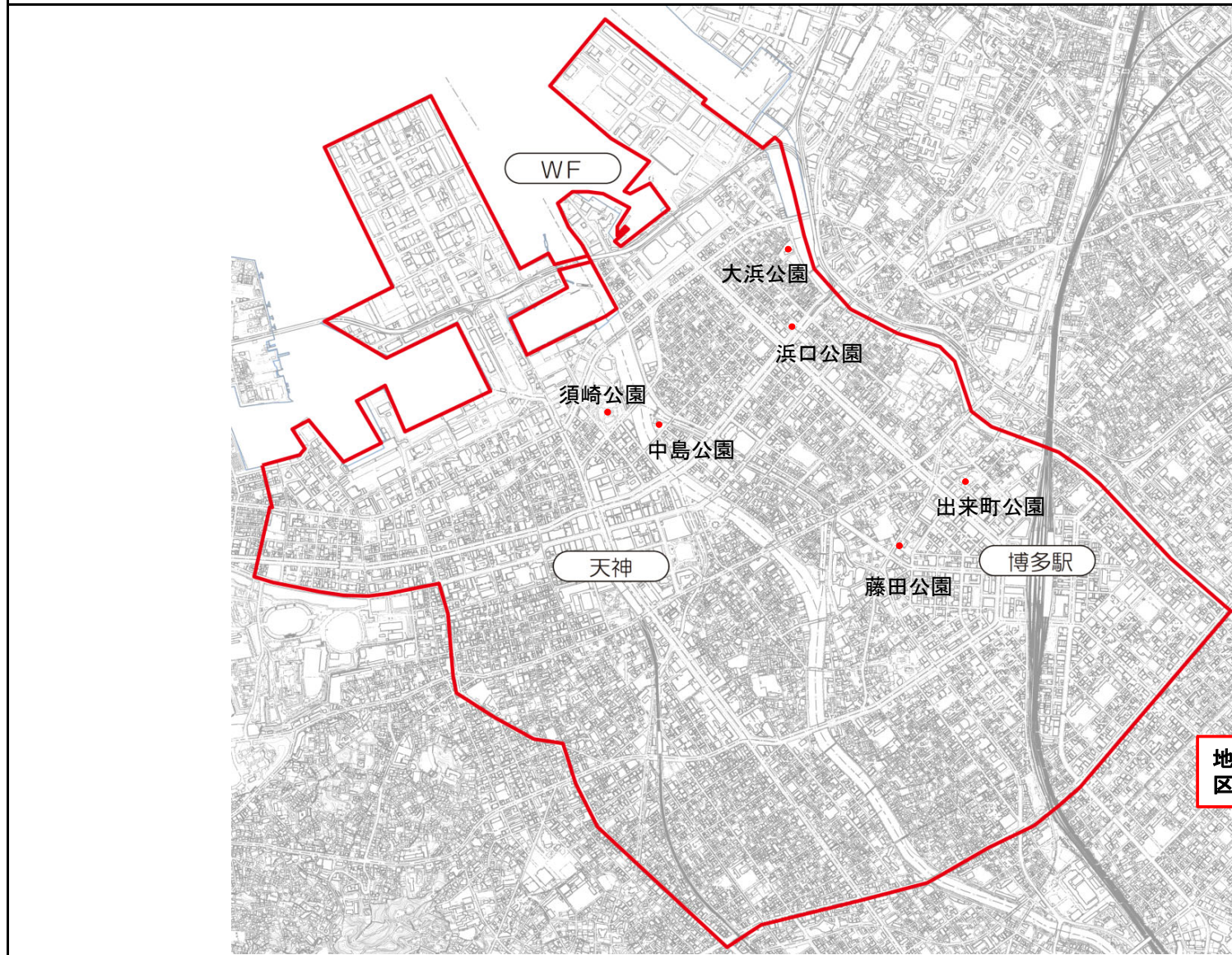
制度別詳細【都市公園占用許可の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	都市公園の環境の維持 及び向上を図るための措置
都市公園 占用許可 特例対象 施設	1	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:浜口公園 (福岡市博多区下呉服町)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	2	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:大浜公園 (福岡市博多区大博町)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	3	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:中島公園 (福岡市博多区中洲中島町)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	4	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:出来町公園 (福岡市博多区博多駅前)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	5	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:須崎公園 (福岡市中央区天神5丁目)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	6	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:藤田公園 (福岡市博多区博多駅前2丁目)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	7		

制度別詳細3-1(都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項

事業番号1, 2, 3, 4, 5

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



地区名:福岡都心部地区(第5期)
区域面積:988ha



制度別詳細3-2-②(都市公園占用許可の特例): 自転車駐車器具 法第46条第12項
事業番号1, 2, 3, 4, 5

制度別詳細【都市公園占用許可の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

●ラック・看板



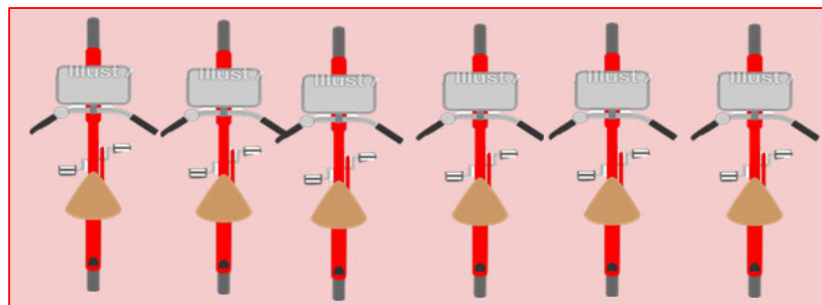
●看板
50cm



●配置イメージ

360c

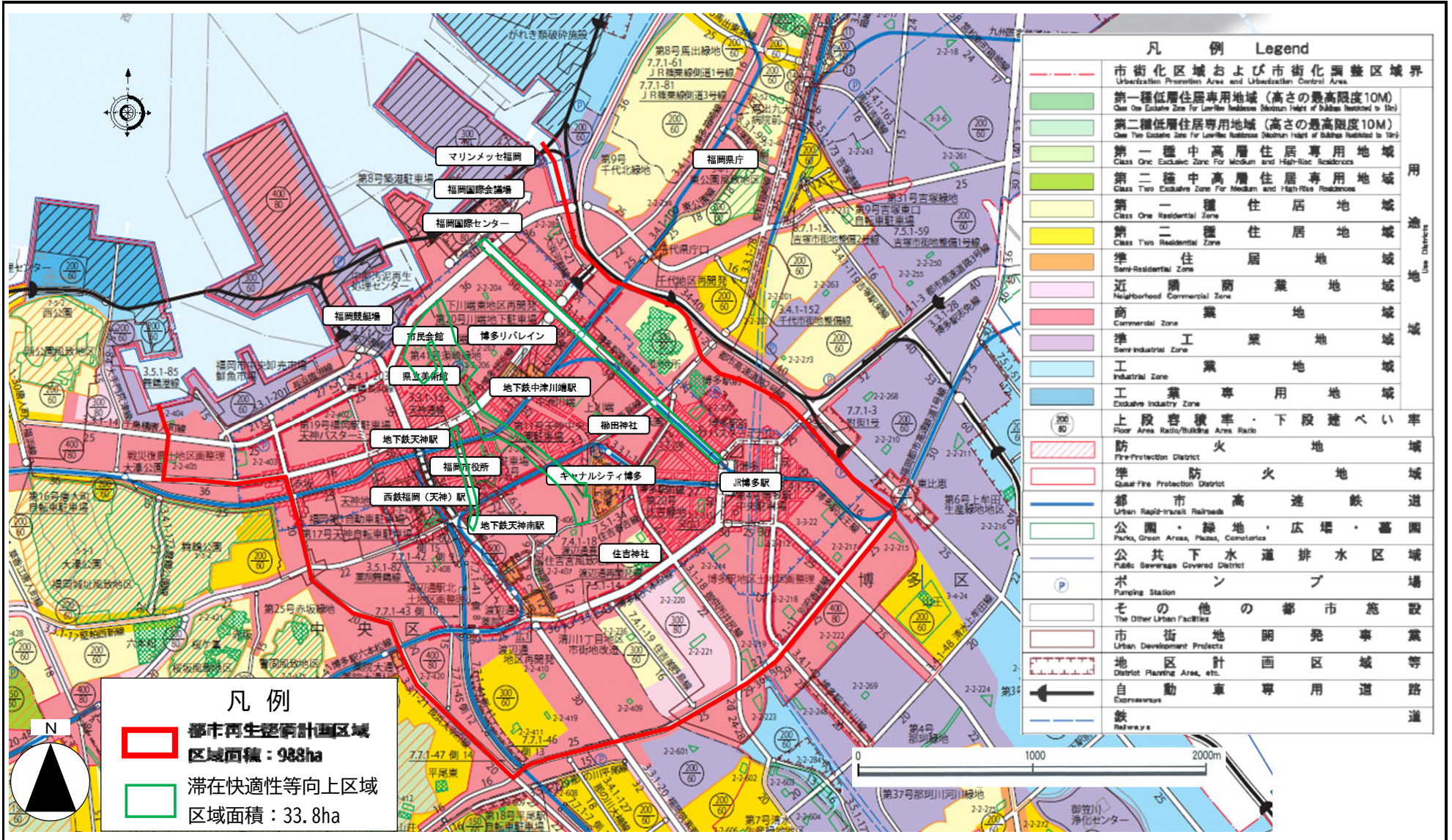
m



170c
m



<p>福岡都心部地区(第5期)(福岡県福岡市)</p>	<p>面積 988(33.8) ha</p>	<p>区域 沖浜町、石城町、築港本町、大博町、神屋町、対馬小路、下呉服町、奈良屋町、吉門戸町、須崎町、中呉服町、網場町、下川端町、上呉服町、店屋町、上川端町、御供所町、冷泉町、祇園町、中洲中島町、中洲1・2・3・4・5丁目、博多駅前1・2・3・4丁目、博多駅中央街、博多駅東1・2・3丁目、博多駅南1・2丁目、住吉1・2・3・4・5丁目、美野島1・2丁目、港1・2丁目、大手門1・2丁目、那の津1・2・3・4・5丁目、長浜1・2・3丁目、天神1・2・3・4・5丁目、西中洲、春吉1・2・3丁目、渡辺通1・2・3・4・5丁目、清川1・2・3丁目、高砂1・2丁目、白金1・2丁目、大宮1・2丁目、平尾1・2丁目、舞鶴1・2・3丁目、赤坂1丁目、大名1・2丁目、今泉1・2丁目、菅園1丁目、薬院1・3丁目</p>
-----------------------------	------------------------	---



事前評価チェックシート

計画の名称： 福岡都心部地区（第5期）都市再生整備計画

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 1) 十分な事業効果が確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 1) まちづくりに向けた機運がある。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
III. 計画の実現可能性 円滑な事業執行の環境 1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○

